

問Ⅷ-1-③ (公益目的事業か否かの判断③)

現在、法人税法上の収益事業とされている事業は、全て公益目的事業とはならないのでしょうか。

答

- 1 新制度では、法人税法上の収益事業でない事業が公益目的事業であるというのではなく、公益目的事業か否かは、
A「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業」であって、
B「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」かどうかについて、認定法に則り公益認定等委員会等において判断されるものです。
- 2 したがって、法人の行う事業が、法人税法において収益事業として列挙されている事業に該当する場合であっても、認定法における公益目的事業と認定されることもあり得ます。

(補足1) 公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問Ⅷ-1-①をご参照ください。

(補足2) なお、公益法人認定法には「収益事業等」という語が用いられていますが、これは「公益目的事業以外の事業」(公益法人認定法第5条第7号)の意味で用いられており、法人税法上の収益事業とは直接関係がありません。

(参照条文)

公益法人認定法第2条第4号、第5条第7号、別表

(参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」) P39、別紙